

様式1の2

- \* 助成上限台数は、2台分(1台あたり2本)までとなります。
- \* 助成交付申請額は、A・B のどちらか安価な方となります。
- \* 助成対象経費は、タイヤチェーンとチェーンバンドの費用のみです。  
消費税、送料等は含まれません。※緊急脱出用チェーンは対象外
- \* トラクタ、トレーラの場合、トレーラ装着分も1台分の算定とします。
- \* 令和8年3月1日～令和9年2月末日までに導入し、支払い(又はリース契約、割賦販売契約)を完了したものが対象となります。
- \* 令和9年3月5日(必着)までに助成金交付申請書をご提出ください。

① 導入タイヤチェーン(1台目)

助成対象経費(税抜価格)	円 (2本)		
購入日(支払日)	令和	年	月 日
助成金交付申請額 (助成対象経費)×1/2 (1,000円未満切り捨て)	円		A
上限額	25,000 円		B

② 導入タイヤチェーン(2台目)

助成対象経費(税抜価格)	円 (2本)		
購入日(支払日)	令和	年	月 日
助成金交付申請額 (助成対象経費)×1/2 (1,000円未満切り捨て)	円		A
上限額	25,000 円		B